

聖籠町訓令第4号

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月6日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程の一部を改正する訓令

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程（平成14年聖籠町訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「サーバ」を「コミュニケーションサーバ」に改め、同項第2号中「業務端末」を「統合端末」に改め、同項第3号を削り、同条2項中「操作者用ICカード及びパスワードにより、」を「照合情報認証により」に、「並びに」を「、及び」に改める。

第2条第2項中「総務課長」の次に「（統合端末に関しては、町民課長）」を加える。

第3条の見出しを「（照合ID、照合情報及び操作者用ID）」に改め、同条各号列記以外の部分中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者用ID」に改め、同条第1号中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID及び操作者用ID」に改め、同条第3号中「操作者用ICカード」を「照合ID及び操作者用ID」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「操作者用ICカード」を「操作者用ID」に改め、「操作者について、」の次に「住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署の」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）照合情報の登録及び削除の管理方法を定めること。

第4条中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID及び操作者用ID」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。